

これまでの安全性検討会において出された意見（原子力規制庁への確認事項）

番号	項目（論点）	意見
1	<p><意見 No. 45></p> <p>2. 適合性審査申請（1）地震—基準地震動 基準地震動について、策定された経緯と、審査会合における原子力規制委員会からの指摘事項およびその対応状況を説明すること。</p>	<p>基準地震動 (Ss-D1) の長周期側についての耐震裕度について、規制庁はどういう根拠で「おおむね妥当」とであると評価したのか説明頂きたい。</p> <p>【第14回：岩崎委員】</p>
2	<p>【関連質問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生頻度に関して、ハザード曲線の算定方法を詳細に説明して欲しい。（どの様な理屈で外挿しているのか）（第8回） ・基準地震動よりも影響が大きい地震が起こる可能性について、例えば何年に1回など、定量的な示し方はできないか。（第13回） 	<p>内閣府 (2012) の距離減衰式から求められる3.11地震規模 Mw は8.2~8.3としているが、適切かどうか伺いたい。（8.4では不適切なのか）</p> <p>【第14回：岩崎委員】</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・3. 11型地震について、断層の破壊の仕方（破壊開始点）の違いについて、影響がないか確認してほしい。（第13回） ・基準地震動 (Ss-D1) の模擬地震波の継続時間の考え方について、保守性も踏まえ適切なのか説明をしてほしい。（第13回） 	<p>基準地震動の年超過確率について、規制庁は何のためにこの評価を電力に要求し、これをどのようにものづくりに反映していくのかを知りたい。全国の発電所の配置をハザードに従って全体管理するという使い方があるかと思うが、何のための評価なのか、伺いたい。</p> <p>【第14回：源栄委員】</p>
4	<p><意見 No. 82></p> <p>2. 適合性審査申請（7）モニタリング設備等放射線の監視体制の強化、情報提供のあり方等について説明してもらいたい。</p>	<p>可搬型放射線計測装置等を配備するとあるが、敷地の大きさに対してサーベイメータの数が少ないのではないのか。モニタリング設備として足り得るのか、実効的なモニタリング設備（台数）の審査が必要ではないか。</p> <p>【第10回：岩崎委員】</p>
5	<p><意見 No. 77></p> <p>2. 適合性審査申請（8）重大事故対策 格納容器フィルターベント設備の性能および運用等について説明すること。</p>	<p>大気への放射性物質拡散抑制設備について、能力に関する審査がなく、設備があるだけでよいのか疑問を感じるので、考え方を伺いたい。</p> <p>【第18回：岩崎委員】</p>